

令和3年度母藻供給体制実証試験業務委託

特記仕様書

第1条（総則）

- 1 本特記仕様書は、「3産振工第42号 令和3年度母藻供給体制実証試験業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。
- 2 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、監督職員の指示によるものとする。

第2条（契約変更）

本業務の数量は、別紙「数量総括表」のとおりとするが数量に変更が生じた場合は、協議のうえ契約変更の対象とする。

第3条（作業地区）

本業務における作業地区は、北松浦郡小値賀町六島漁港とする。

第4条（業務内容）

- 1 本業務は、令和3年度母藻供給体制実証試験を行うものとする。受注者は業務目的と業務内容の整合性がとれているかの確認を常に行いながら、本業務を遂行しなければならない。
- 2 業務の内容
 - （1）食害防止網の交換等
植食性魚類の食害防除のため上記の業務実施場所に設置している食害防止網を撤去し、改良した網と交換する。また、網の点検作業の確認を定期的を実施すること。
 - （2）母藻または種苗の供給
仕切り網内部で造成した母藻または種苗の一部を、周辺の磯焼け地区へ設置する。
 - （3）報告書
各作業を実施日、実施箇所ごとに作業内容を整理し、報告書を作成する。

第5条（成果品）

1 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を監督職員に提出するものとする。

- （1）件名
- （2）場所
- （3）期間
- （4）位置図
- （5）成果
- （6）資料

2 報告書の部数及び形式は以下の通り

- ・報告書A 4版1冊
- ・電子ファイル（PDF形式）一式（CD-ROM）

（成果品電子ファイル形式及び登録）

作成に用いたワープロ、表計算データ等がある場合は可能な限り添付すること。

第6条（安全管理等）

業務実施にあたっては関係法規を遵守するとともに、関係機関（漁業協同組合や漁業者等）と協議を行い安全に十分に留意すること。